

第2章 災害廃棄物処理基本対策

本章では、市町が主体となって行う災害廃棄物処理に関わる事項について、県が市町に対して必要な支援や助言を行う内容について記載します。

第1項 し尿、生活ごみ処理

(1) し尿処理

① し尿処理の概要

避難所等に設置される仮設トイレは、被災者にとって生活の一部であり、公衆衛生上の観点から重要な施設となります。避難所ごとに設置場所、給水の可否、給電の可否及び排水の可否が異なることから、状況に応じて適切なトイレを選定するとともに、適切な使用方法の周知についても留意する必要があります。

し尿の収集・運搬、処理は市町等が行い、県は市町と連携して情報収集、協力及び必要な支援に関する調整を行います。

市町は、災害時のし尿収集・運搬車両の確保、処理に関する資機材の備蓄を促進するとともに、住民自らの簡易トイレの備蓄、仮設トイレの使用方法等について、住民へ啓発を行うことが求められます。

また、災害時に緊急通行車両としての指定が見込まれる市町のし尿収集運搬車両等について、「緊急通行車両標章交付のための事前届出制度^{*}」に基づく手続きを行い、優先的に燃料の供給を受け、緊急輸送道路を通行できるようにしておく必要があります。

^{*}事前届出済証の交付を受けている緊急車両については、発災後の緊急通行車両確認証明書及び標章の迅速な交付が可能となります。

事例：し尿の処理方法

東北被災3県の仮設住宅入居者 11 万 4 千人のし尿及び生活排水は、37%が下水道、67%が浄化槽で処理されています。

(出典) 災害廃棄物分別・処理実務マニュアル 一東日本大震災を踏まえて一

平成 24 年 5 月 一般社団法人 廃棄物資源循環学会

② し尿発生量、資機材必要数の推計

表 2-2-1 に避難者数とし尿発生量、仮設トイレ必要基数の推計を示します。

し尿発生量は、「三重県地震被害想定結果（平成 26 年 3 月）」における避難者数に、し尿の 1 人 1 日排出量の原単位を乗じた以下の式で算出しました。

$$\begin{aligned} \text{し尿発生量} &= \text{避難者数} \times \text{し尿 1 人 1 日排出量} \\ \text{し尿 1 人 1 日排出量} &= 1.7(\text{L}/\text{人} \cdot \text{日}) \\ &[\text{三重県地域防災計画 地震・津波対策編(平成 26 年 3 月)p.328 より}] \end{aligned}$$

避難所における仮設トイレの必要基数は、「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のランドデザインについて（平成 26 年 3 月）」に示された以下の計算式を用いて算出しました。

$$\begin{aligned} E &= A \div F \\ E: &\text{避難所における仮設トイレの必要基数(基)} \\ A: &\text{避難所におけるし尿処理需要量(L)} \\ A &= B \times C \times D \\ B: &\text{仮設トイレ需要者数(避難者数)(人} \cdot \text{日)} \\ C: &\text{1 人 1 日当たりし尿排出量 1.7(L}/\text{人} \cdot \text{日)} \\ D: &\text{し尿収集間隔日数 3(日)} \\ F: &\text{仮設トイレの平均的容量 150(L}/\text{基)} \end{aligned}$$

表 2-2-1 避難者数とし尿発生量・仮設トイレ必要基数の推計

地域区分	市町	L1		
		避難者数	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ必要基数 (基)
北勢	桑名市	57,000	96,900	1,938
	いなべ市	70	119	2
	木曽岬町	6,600	11,220	224
	東員町	200	340	7
	四日市市	39,000	66,300	1,326
	菟野町	90	153	3
	朝日町	800	1,360	27
	川越町	12,000	20,400	408
	鈴鹿市	18,000	30,600	612
	亀山市	300	510	10
	(小計)	134,060	227,902	4,557
中勢	津市	80,000	136,000	2,720
	松阪市	32,000	54,400	1,088
	多気町	400	680	14
	明和町	7,300	12,410	248
	大台町	500	850	17
	(小計)	120,200	204,340	4,087
伊賀	伊賀市	300	510	10
	名張市	100	170	3
	(小計)	400	680	13
伊勢志摩	伊勢市	73,000	124,100	2,482
	鳥羽市	10,000	17,000	340
	志摩市	23,000	39,100	782
	玉城町	1,100	1,870	37
	南伊勢町	11,000	18,700	374
	大紀町	3,200	5,440	109
	度会町	500	850	17
	(小計)	121,800	207,060	4,141
東紀州	尾鷲市	13,000	22,100	442
	紀北町	15,000	25,500	510
	熊野市	3,200	5,440	109
	御浜町	1,800	3,060	61
	紀宝町	1,500	2,550	51
	(小計)	34,500	58,650	1,173
合計		410,960	698,632	13,971

注1)し尿の発生量は、「三重県地域防災計画 地震・津波対策編 平成26年3月 三重県防災会議」p328から1.7L/人・日とした。

注2)し尿収集間隔日数は、「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 参考資料 平成26年3月 環境省災害廃棄物対策検討委員会」参考p40から3日とした。

注3)仮設トイレの平均的容量は、「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 参考資料 平成26年3月 環境省災害廃棄物対策検討委員会」参考p40から150L/基とした。

注4)各市町の避難者数は、「三重県 地震被害想定結果(数表等) 平成26年3月 三重県防災対策部」p65の表IV-1.1における1日後避難者数を参考に設定した。

③ 資機材の備蓄状況

県防災対策部が管理する、広域防災拠点等に備蓄されている災害用トイレの備蓄数を表2-2-2に、各市町、一部事務組合及び広域連合における災害用トイレの備蓄数を表2-2-3に示します。

なお、東日本大震災では、マンホールトイレの利用や下水道への直接投入を行った事例があります。

表 2-2-2 災害用トイレの備蓄数〔県管理〕

施設名	平成30年3月現在		
	簡易(組立式)トイレ	簡易(箱型)トイレ	簡易トイレ(薬剤セット) 汚物パック100袋 薬剤100袋/セット
	台	セット	セット
中勢防災拠点備蓄倉庫	153	1,163	1,260
伊賀防災拠点備蓄倉庫	10	150	150
名張市防災センター	-	90	90
伊勢志摩防災拠点備蓄倉庫	5	684	684
県志摩庁舎	-	30	30
東紀州(紀北)防災拠点備蓄倉庫	5	45	45
東紀州(紀南)防災拠点備蓄倉庫	6	45	45
合計	179	2,207	2,304

出典：「三重県地域防災計画添付資料 第3部 発災後対策編 平成30年修正 三重県防災会議」p58を加筆修正

表 2-2-3 災害用トイレの備蓄数〔各市町、一部事務組合及び広域連合管理〕

平成30年9月現在

地域区分	市町名	備蓄災害トイレ	備蓄基数	備蓄箇所数	備蓄場所
北勢	桑名市	簡易型	656	90	小学校
	いなべ市	組立式	37	1	市役所北勢庁舎
	木曽岬町	組立式	11(汲み取り式5、マンホール直結6)	2	川先備蓄倉庫、川路戸防災倉庫
		簡易型	20	1	川先備蓄倉庫
	東員町	組立式	175	2	役場防災倉庫、避難所防災倉庫
	四日市市	ユニット型トイレ	1	1	安島防災倉庫
		組立式	119	73	各指定避難所内、防災備蓄倉庫
		簡易型	1,580	125	各指定避難所内、防災備蓄倉庫
		その他	2	1	安島防災備蓄公庫
	菰野町	簡易型	145	10	指定避難所(小中学校、高校等)
	朝日町	組立式	300	9	町防災倉庫、各自治区防災倉庫
	川越町	組立式	50	1	役場備蓄倉庫
			23	10	各地区公民館
	鈴鹿市	組立式	(一般)189 (車椅子対応)28	23	下水化地域内小学校 市立体育館等
簡易型		一般型300 介護用30	30	市内小学校	
亀山市	組立式	—	—	中央防災倉庫、関地区防災倉庫、その他市内避難所	
	簡易型	154	15		
中勢	津市	組立式	192	110	指定避難所、備蓄倉庫
		簡易型	1,856	122	指定避難所、備蓄倉庫
	松阪市	組立式	147	45	小中学校
		簡易型	158	55	小中学校
		その他	121,000袋	100	小中学校、各公共施設
	多気町	簡易型	60	8	役場、相可公民館等
			13	5	相可小学校等
	大台町	ユニット型	17	6	宮川総合支所、健康ふれあい会館
		簡易型	29	3	宮川総合支所、B&G海洋センター
		その他	20,160	8	領内地域総合センター、長ヶ集会所
明和町	組立式	72	12	各小学校等	
	簡易型	651	8	各小学校等	
伊賀	伊賀市	組立式	55	54	各地区市民センター、消防署
		簡易型	8	2	本庁防災倉庫、消防署
名張市	簡易型	58	50	各避難所、予備は市の防災倉庫で保管	
伊勢志摩	伊勢市	組立式	317	34	伊勢市防災センター、小中学校・市防災倉庫
		簡易型	2	1	伊勢市防災センター
		その他	70	15	伊勢市防災センター
	鳥羽市	ユニット型	35	22	主要な避難所(学校等)
	志摩市	組立式	353	6	各支所
	玉城町	組立式	10	2	玉城町防災倉庫、田丸小学校
		簡易型	20	2	玉城町防災倉庫、田丸小学校
		その他	20	2	玉城町防災倉庫、下外城田小学校
	度会町	組立式	114	5	度会町防災倉庫他
	南伊勢町	組立式	119	19	宿田曾体育館等
簡易型		350	221	南勢庁舎等	
大紀町	ユニット型	10	1	みなとホール(錦)	
	簡易型	1,050	19	各避難所(錦)	
東紀州	尾鷲市	組立式	2	1	尾鷲市防災センター
		簡易型	133	7	尾鷲市防災センター、防災倉庫
	紀北町	簡易型	240	17	集会所、学校等
	熊野市	組立式	55	1	防災倉庫
		簡易型	400	22	防災倉庫、避難所等
	御浜町	組立式	36	6	主要避難所
		簡易型	40	6	主要避難所
	紀宝町	ユニット型	2	1	町防災倉庫
組立式①		25	2		
組立式②		60	1		
簡易型		25	2		
計	松阪地区	組立式	2	1	管理棟1F会議室
		組立式	2,491	429	
		簡易型	8,678	827	
		計	11,169	1,256	
		上記以外	141,249	158	

※上記以外とは、「その他」、「ユニット型」、「非常用トイレ袋」、「スケットトイレ」、「便袋」、「排便袋」をいう。

注)備蓄に関するデータは、H30災害廃棄物処理対策基礎調査結果に基づく

仮設トイレの必要基数と備蓄数は、表 2-2-4 のとおりとなっており、現在の災害用トイレの備蓄基数は、必要基数に対し不足しています。

県防災対策部では、(社)全国建設機械器具リース業協会中部支部との間で、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」を締結しています。

表 2-2-4 仮設トイレの必要基数と備蓄数

地震の種類		L1
仮設トイレ必要基数(基)		13,971
簡易トイレ備蓄数(基)	市町	11,169
	県	2,386
	合計	13,555

④ し尿への対応

し尿の収集運搬及び処理は、通常時における処理体制を基本とします。

収集運搬車両が不足し、又は処理施設の能力が不足して、県内市町間や民間処理事業者による応援を行う必要がある場合、県は、応援協定に基づいて市町間及び事業者団体との調整を行います。

このほか、市町は、あらかじめ次のような対応を行っていく必要があります。

- ・市町は、災害時に活用できる仮設トイレ等の備蓄及びし尿収集・運搬車両の確保、処理に関する資機材等についても可能な限り備蓄に努める。
- ・市町は、し尿処理施設の補強や耐震化等の向上、浸水対策等を図る。
- ・一般家庭に対しても簡易トイレ等の備蓄、普及啓発を図る。

近隣他府県が同時に被災し、仮設トイレ等が不足する場合には、支援をすぐには受けられない可能性が高くなります。また、下水処理施設が被災し、水洗トイレが使用できない期間は、さらに多くの仮設トイレが必要となります。

平成 28 年熊本地震における仮設トイレの設置・管理事例

熊本地震においては、市町村が開設した避難所だけでも約 184,000 人が避難し、さらに指定避難所以外への避難や、商業施設の駐車場・公園・グラウンド等での車中避難などが多数発生したため、大量の仮設トイレが必要となったが、各市町村に平時から備蓄されている仮設トイレがほとんどなく、多くの市町村で必要数を確保することが困難であった。

熊本県では、平成 19 年 2 月に熊本県環境事業団体連合会と災害時の仮設トイレの設置支援とし尿の収集運搬について協定を締結していたため、前震発生翌々日の 4 月 16 日から同連合会が仮設トイレの設置を開始した。

出典：平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理の記録（平成 31 年 3 月 熊本県）

(2) 生活ごみの処理

① 生活ごみ処理の概要

生活ごみの収集運搬及び処理は、通常時と同様に市町等が行い、県は、市町と連携して情報収集、協力、必要な支援に関する調整を行います。

市町の被災状況、発災後の道路交通の状況等を勘案しつつ、遅くとも発災後3～4日後には、収集・処理を開始することを目標とします。県は、市町の要請に応じて、資機材の調達支援、近隣市町等への収集・処理の協力要請あるいは広域処理体制整備など、収集・処理の早期開始のための支援を行います。

市町は、想定する各避難所などから排出される、廃棄物の排出方法や収集運搬及び処理の方法について、事前に検討しておきます。

なお、生活ごみについては、焼却施設のほか、RDF化施設により処理を行います。

また、災害時に緊急通行車両としての指定が見込まれる市町の一般廃棄物収集運搬車両等について、「緊急通行車両標章交付のための事前届出制度」に基づく手続きを行い、優先的に燃料の供給を受け、緊急輸送道路を通行できるようにしておくことが必要です。

② 生活ごみの排出区分・排出量

生活ごみは、発災直後などを除き、通常的生活ごみの排出区分と同様に、分別排出することを基本とします（処理先の施設の受入基準にあわせた区分）。発災直後は、粗大ごみ等の排出量が一時的に増加する傾向にあります。災害規模に応じて、災害廃棄物と同様に仮置場の確保が必要となる可能性もあります。

避難所の開設においては、ごみの排出方法に関する事項を整理するなど、事前の準備を行うことが重要です。

- ・分別排出の区分
- ・排出する場所、集積する場所の選定
- ・排出状況の衛生状態のチェックの方法（担当者など）
- ・排出された廃棄物の集積場所への運搬
- ・害虫発生防止、感染性廃棄物への対策 など

避難所避難者数に応じた生活ごみ排出量の推計は、県地震被害想定より、表 2-2-5 に示すとおりとなっています。

表 2-2-5 避難所避難者の生活ごみ排出量の推計

地区区分	市町	L1	
		避難者数	生活ごみ発生量 (t/日)
北勢	桑名市	57,000	54
	いなべ市	70	*
	木曽岬町	6,600	6
	東員町	200	*
	四日市市	39,000	37
	菰野町	90	*
	朝日町	800	1
	川越町	12,000	11
	鈴鹿市	18,000	17
	亀山市	300	*
	(小計)	134,060	126
中勢	津市	80,000	76
	松阪市	32,000	30
	多気町	400	*
	明和町	7,300	7
	大台町	500	*
	(小計)	120,200	113
伊賀	伊賀市	300	*
	名張市	100	*
	(小計)	400	*
伊勢志摩	伊勢市	73,000	69
	鳥羽市	10,000	10
	志摩市	23,000	22
	玉城町	1,100	1
	南伊勢町	11,000	10
	大紀町	3,200	3
	度会町	500	*
	(小計)	121,800	115
東紀州	尾鷲市	13,000	12
	紀北町	15,000	14
	熊野市	3,200	3
	御浜町	1,800	2
	紀宝町	1,500	1
	(小計)	34,500	32
県合計		410,960	386

*: 若干数

注1)端数処理のため、小計又は合計が各数値の和に一致しない場合がある。

注2)ごみ発生原単位は、「一般廃棄物処理実態調査 平成28年度 環境省」より、三重県民一人一日あたりの排出量950g/人・日とした。

注3)各市町の避難者数は、「三重県 地震被害想定結果(数表等) 平成26年3月 三重県防災対策部」p65の表IV-1.1における1日後避難者数を参考に設定した。

(3) 貴重品等の管理

位牌やアルバムなど、所有者等にとって価値があると認められるもの（貴重品、思い出の品、以下「貴重品等」という。）については、市町や県が運営管理する仮置場ごとに集約し、自治会、行政等との協議の上、閲覧・引渡しする機会を設けるようにします。

なお、貴重品等であっても仮置場に住民が自ら持込んだ不用品については、確認の対象としません。

具体的には、位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものについては、可能な限り分別を実施し、各地区の公民館等若しくは市町で保管し、持ち主に返却できるよう周知します。

県は、市町における貴重品の取り扱い方法等について、県民に情報提供・案内を行います。

思い出の品等の管理事例

これまでの災害廃棄物への対応では、思い出の品等の回収、保管・管理について統一したルールがなかったが、災害廃棄物の処理作業中に発見された思い出の品等の多くは、遺失物法に基づく取扱いがなされてきた。

遺失物法第4条には、「拾得者は、速やかに、拾得した物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。（以下、略）」と定められており、災害廃棄物の処理作業中に発見された思い出の品等もこの規定を順守する必要がある。

遺失物法は、平成19年12月の改正により、遺失物の保管・管理に関する事項として次のような規定が設けられている。

- 取得物の保管期間は3ヶ月とする。
- 各都道府県の警察本部長は取得物の情報をインターネットで公表する。

第2項 災害廃棄物の発生量の把握

想定地震ごとの災害廃棄物の発生量は、第2編第1章「第2項 災害廃棄物発生量の推計」で推定しています。

発災後には、実態をふまえて以下に示す方法等により各市町で発生量を把握します。

(1) 災害廃棄物発生量の算定方法

災害の規模により、実際の災害廃棄物の発生量は大きく異なってくることから、発災後に必要な情報を収集して発生量を算定します。算定方法の例を図2-2-1に示します。

災害廃棄物の発生量は、時間の経過と共に推定値から実測値に変化していきます。したがって、さまざまな方法で発生量を検証し、最終的な処理量とのかい離を少なくすることが求められます。

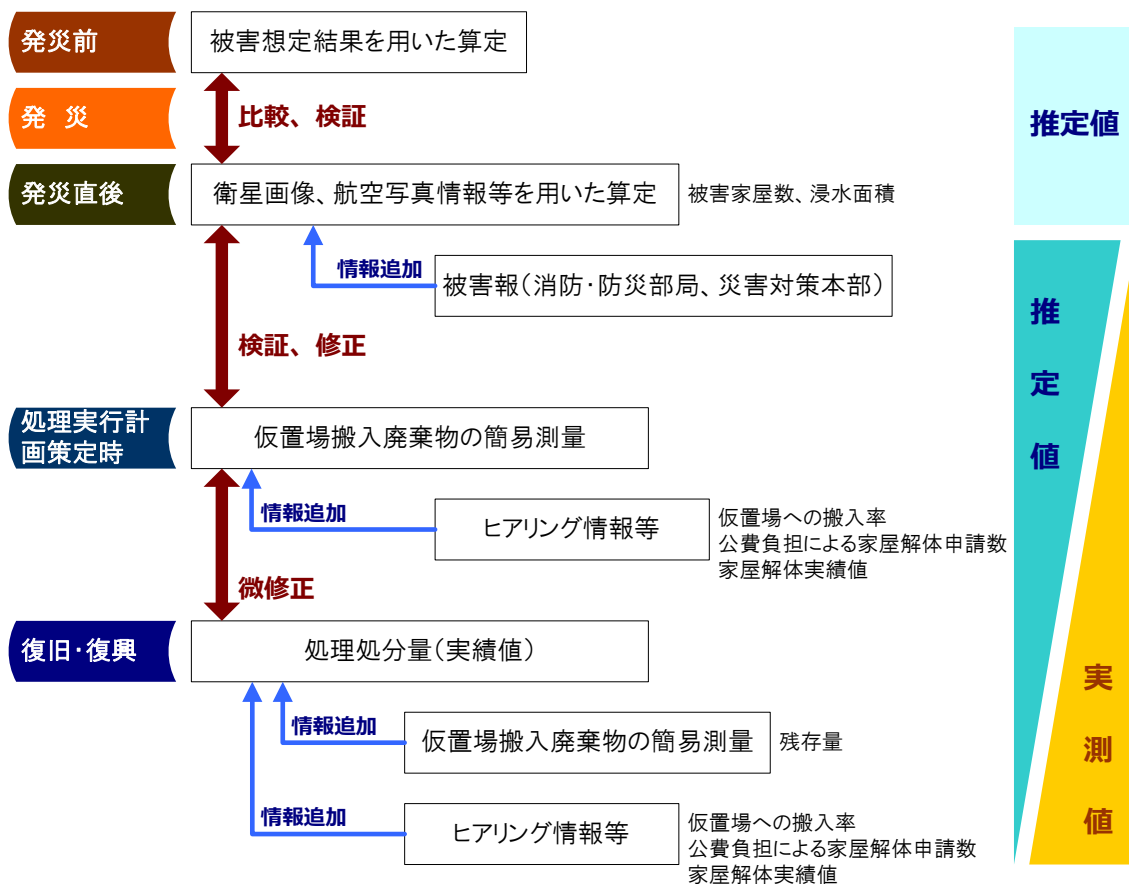


図2-2-1 災害廃棄物発生量の算定方法の変化

事例：災害廃棄物発生量の推計

岩手県では、平成23年6月に策定した実行計画において、下記の考え方により災害廃棄物の発生量を推計しました。

岩手県における発災当初の災害廃棄物等発生量推計方法
<p>1)一般家屋から発生した災害廃棄物 下記①+②より推計</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建物倒壊：倒壊家屋数×1棟あたりの災害廃棄物量（発生原単位） ② 家屋内：倒壊家屋数×1棟あたりの粗大ごみ重量（発生原単位） <p>2)事業所等から発生した災害廃棄物 下記①+②より推計</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業所等：事業所数×（倒壊家屋数より算出した市町村ごとの倒壊率）×1事業所あたりの災害廃棄物の重量（発生原単位） ② 工場等：施設数（浸水区域内の水質汚濁防止法に基づく特定施設数より推計）×1事業所あたりの災害廃棄物の重量（発生原単位） <p>3)津波堆積物</p> <p>堆積物重量＝浸水面積×体積土砂厚（推計）</p>

その後の発生量の見直しでは、一次仮置場に集積された災害廃棄物の体積をGPS測量とレーザー距離計を用いた簡易測量により定量化し、災害廃棄物の山の表面を撮影して組成比を出し、重量換算を行いました。次に、災害廃棄物の種類及び処理方法による分類ごとに重量、混入率を算定しました。

岩手県における発生量見直しの推計方法
<p>見直し推計量＝①仮置場残存量＋②発生見込量（ヒアリング）＋③保管量＋④処理量</p> <p>① 仮置場残存量（t）＝災害廃棄物体積（m³）×組成ごとの比重（t/m³） 災害廃棄物体積（m³）＝GPS測量（底面積把握）×レーザー距離計による高さ計測（それぞれ、台形、三角錐、三角柱等形状を把握） 写真撮影により表面組成を把握し、比重を算定（下図参照）</p> <p>②発生見込量（ヒアリング）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋解体等で生じる災害廃棄物量：自治体へのヒアリング ・海中がれきの量：県水産部局、自治体へのヒアリング（持込み期限内の量） ・農地堆積物の量：県農林部局、自治体へのヒアリング（持込み期限内の量） <p>③保管量（粗選別したものや選別途中のもので運搬車両の重量測定等により実測した重量）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運搬車両の重量測定等による量（破碎・選別業者報告による） <p>④処理量（売却・再利用済の量）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破碎・選別物の重量測定等による量（破碎・選別業者報告による）

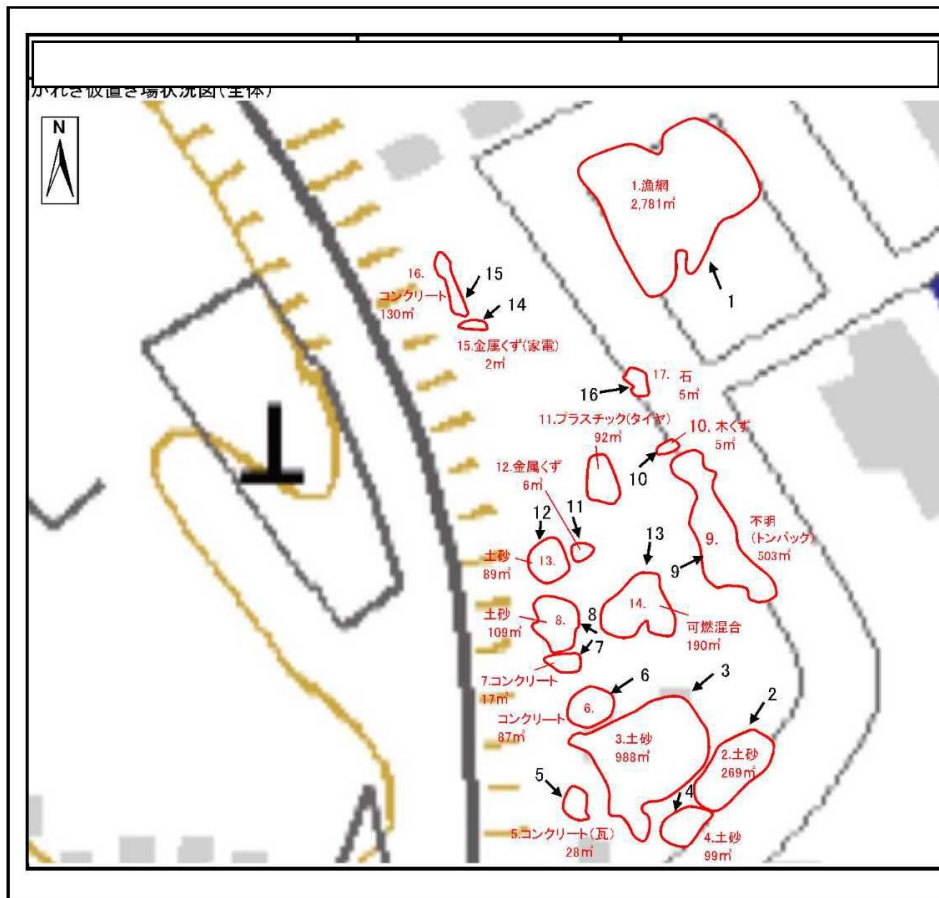
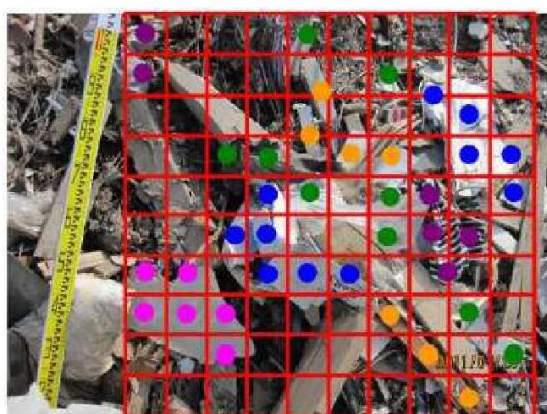


図 岩手県における現地測量結果の例（資料提供：応用地質(株)）



● 紙類	11%
● プラスチック類	9%
● 布・繊維	6%
● 金属くず	7%
● コンクリート・石膏ボード類	6%
● 木くず	55%
● 土砂	6%
<hr/>	
	100%

図 岩手県で実施された災害廃棄物の組成比率の測定方法例

出典：「岩手県災害廃棄物処理詳細計画 第二次改訂版 平成 25 年 5 月 岩手県」

第3項 災害廃棄物処理支援

(1) 市町施設での処理

① 焼却施設の余力

市町の一般廃棄物焼却施設の稼働状況から算出した、災害廃棄物の処理可能量の状況を表2-2-6に示しました。廃棄物処理施設の能力は、各施設や地域によっても異なりますが、県全体では、焼却施設で年間約154千トンの余力があり、施設の被災を想定すると、約454千トン（被災状況により処理期間2.7年又は3年と設定）を処理可能です。

なお、RDF化施設については、土砂を含んでいる性状の災害廃棄物等は、ダイスの摩耗等の可能性から、固形化処理が困難な場合があります。

② 最終処分場の余力

平成30年度基礎調査結果に基づく市町等の一般廃棄物最終処分場の残余年数等から算出した災害廃棄物の埋立可能量、発災時の震度、浸水深の状況を表2-2-7に示しました。

県全体では、最終処分場で約1,557千トンの残余容量があります。

③ し尿処理施設の余力

市町等のし尿後施設の稼働状況から算出した、し尿処理施設の処理可能量の状況を表2-2-8に示しました。

県全体では、し尿処理施設で年間約50.7千キロリットルの余力があります。

④ 応援と受援

発災後における廃棄物処理施設での対応の例を図2-2-2に示します。

既設の廃棄物処理施設が被災することも想定されるため、市町は被災状況の確認や補修の状況を把握し、RDF化施設は生活ごみと避難所ごみを受け入れ、焼却施設は災害廃棄物の処理割合を多くするなど、地域間や県内広域での応援と受援の対応を行うことが求められます。

県は、市町の処理施設における被災状況や余力を把握し、焼却施設及びRDF化施設を有する市町間の受入調整等を行います。

データ集 p.169～183 では、処理施設の位置、県地震被害想定における震度及び津波浸水域の範囲に重ね合せた図を示しています。いずれも津波により浸水する施設は少ないものの、地震の影響を受ける施設が多いことから、今後これらの施設における耐震化や施設復旧対策等を行っていく必要があります。

表 2-2-6 一般廃棄物焼却施設の処理能力

地域区分	市町等	施設名称	処理能力 (t/日)	年間処理能力 (t/年)	年間処理実績 (t/年)	余力 (t/年)	災害廃棄物 処理量 (t/3年間) ^{※5}	被害想定結果		
								震度		浸水深(m)
								L1	直下型 ^{※6}	L1
北勢	桑名広域清掃事業組合 ^{※1}	可燃ごみ焼却施設	174	53,940	-	-	-	5強	6弱	0
	いなべ市	いなべ市あじさいクリーンセンター	40	12,400	8,561	3,839	11,500	5強	6強	0
	四日市市	四日市市クリーンセンター	369	114,390	95,907	18,483	55,400	5強	6強	0
	菟野町	菟野町清掃センター	40	12,400	9,844	2,556	7,700	5強	6強	0
	鈴鹿市	鈴鹿市清掃センター	270	83,700	61,438	22,262	66,800	6弱	6強	0
	亀山市	亀山市総合環境センター	80	24,800	21,104	3,696	11,100	5強	6強	0
中勢	津市	津市西部クリーンセンター(1号機)	120	37,200	26,270	10,930	32,800	6弱	6弱	0
		津市西部クリーンセンター(2号機)	120	37,200	29,102	8,098	24,300	6弱	6弱	0
		津市クリーンセンターおおたか	195	60,450	34,691	25,759	77,300	6弱	6弱	0
	松阪市	松阪市クリーンセンター	200	62,000	50,190	11,810	35,400	6弱	5弱	0
	多気町	多気町美化センター	15	4,650	2,692	1,958	5,900	6強	5強	0
伊賀	伊賀南部環境衛生組合 ^{※2}	伊賀南部クリーンセンター	95	29,450	22,651	6,799	20,400	5強	5弱	0
伊勢志摩	南伊勢町	クリーンセンターなんとう	15	4,650	3,672	978	2,900	6弱	4	0
	伊勢広域環境組合 ^{※3}	可燃ごみ処理施設	240	74,400	56,308	18,092	48,800	6強	5強	0
	鳥羽志勢広域連合 ^{※4}	やまだエコセンター	95	29,450	23,290	6,160	18,500	6弱	6強	0
東紀州	尾鷲市	尾鷲市清掃工場	45	13,950	5,700	8,250	22,300	6弱	4	0
	熊野市	熊野市クリーンセンター	30	9,300	5,061	4,239	12,700	6弱	4	0
県合計			2,143	664,330	456,481	153,909	453,800	-	-	-

※1 桑名広域清掃事業組合：桑名市、いなべ市、東員町、木曾岬町

※2 伊賀南部環境衛生組合：名張市、伊賀市

※3 伊勢広域環境組合：伊勢市・明和町・玉城町・度会町

※4 鳥羽志勢広域連合：鳥羽市、志摩市、南伊勢町

※5 被災し復旧が必要になると想定される施設(耐震化を行っていない施設)は処理期間を2.7年、その他は3年として算出。

※6 養老-桑名-四日市断層帯

注1) RDF化施設については、災害廃棄物が土砂を多く含むなどの性状であり、災害廃棄物の処理ができないと見込まれることから除いています。しかし、避難所ごみ及び生活ごみの処理は可能です。

注2) 施設の各種データは、H30災害廃棄物処理対策基礎調査結果に基づく。

《試算条件》

稼働日数	310日/年(稼働率85%)
処理期間	2.7年又は3年(災害廃棄物の処理期間は最大3年間であるが、体制整備や既存施設の機能回復等で概ね4ヶ月を要するものとし、被災し復旧が必要になると想定される施設は処理期間を2.7年とした。)
災害廃棄物処理量	((年間処理能力-年間処理実績)×余力)×処理期間

表 2-2-7 一般廃棄物最終処分場の処理能力

地域区分	市町名及び一部事務組合等名称	施設名称	平成29年度埋立実績 (m ³ /年)	残余容量 (m ³)	残余容量 (t) 1.5t/m ³	被害想定結果		
						震度		浸水深 (m)
						L1	直下型※4	L1
北勢	桑名市	桑名市一般廃棄物埋立最終処分場	255	7,388	11,080	6弱	7	1.02
	いなべ市	いなべ市藤原一般廃棄物最終処分場	0	5,877	-	5強	6強	0
		いなべ市大安一般廃棄物最終処分場	312	4,122	6,180	5強	6強	0
	東員町	東員町最終処分場	3,205	37,055	55,580	6弱	7	0
	四日市市	南部埋立処分場	2,749	208,494	312,740	5強	6強	0
	菟野町	菟野町不燃物処理場	93	36,733	55,100	5強	6強	0
	鈴鹿市	鈴鹿市不燃物リサイクルセンター中谷処分場	2,002	53,269	79,900	5強	6強	0
		鈴鹿市不燃物リサイクルセンター上中谷処分場	0	125,300	-	6弱	6強	0
亀山市	亀山市総合環境センター	0	583	-	5強	6強	0	
中勢	津市	津市一般廃棄物最終処分場	1,479	82,572	123,860	5強	5弱	0
	松阪市	一般廃棄物最終処分場	7,102	46,560	69,840	6弱	5強	0
	多気町	多気町美化センター 最終処分場	7,334	109,956	164,930	6強	5強	0
	明和町	明和町環境センター	78	2,449	3,670	6弱	5強	0
伊賀	伊賀市	不燃物処理場	849	9,462	14,190	5強	5強	0
	伊賀南部環境衛生組合※1	伊賀南部最終処分場	1,298	9,229	13,840	5強	5弱	0
伊勢志摩	伊勢市	伊勢廃棄物投棄場	0	5,144	-	6弱	5強	0
		二見廃棄物投棄場	0	1,660	-	6強	5強	0
		小俣廃棄物投棄場	9	14,180	21,270	6弱	5強	0
		御園廃棄物投棄場	0	63	-	6強	5強	2-5
	志摩市	志摩市浜島一般廃棄物最終処分場	0	7,939	-	6強	5弱	0
		志摩市大王一般廃棄物最終処分場	167	32,290	48,440	6強	5弱	0
		志摩市志摩一般廃棄物最終処分場	55	12,032	18,050	6強	5弱	0
	南伊勢町	クリーンセンターなんとう	306	14,470	21,710	6弱	4	0
		南勢一般廃棄物最終処分場	490	24,505	36,760	6弱	4	0
	香肌奥伊勢資源化広域連合※2	香肌奥伊勢エコ・ランド	138	1,441	2,160	6弱	4	0
東紀州	尾鷲市	尾鷲市清掃工場	0	7,080	-	6弱	4	0
	紀北町	紀伊長島不燃物処理場	126	3,629	5,440	6弱	4	0
		海山不燃物処理場	43	20	30	6強	4	0
	熊野市	有馬不燃物処分場	140	44,362	66,540	6強	4	0
	南牟婁清掃施設組合※3	南牟婁清掃施設組合 一般廃棄物最終処分場	1,229	33,907	50,860	6弱	4	0
(新小山)	一般財団法人 三重県環境保全事業団	-	-	-	5弱	6弱	0	
	災害応援協定枠	-	250,000	375,000				
県合計			29,459	1,191,771	1,557,170	-	-	-

※1伊賀南部環境衛生組合：名張市、伊賀市

※2香肌奥伊勢資源化広域連合：多気町、大台町、大紀町

※3南牟婁清掃施設組合：熊野市、御浜町、紀宝町

※4養老-桑名-四日市断層帯

注1)施設の各種データは、各担当部局等に確認したものである。

注2)ここで示した残余容量は、現状で最終処分場として整備されていない区域を含んでいます。

注3)施設の各種データは、H30災害廃棄物処理対策基礎調査結果に基づく。

表 2-2-8 し尿処理施設の処理能力

地域区分	市町等	施設名称	施設処理能力 (kl/日)	現況平均 処理量 (kl/年)	年間平均 処理能力 (kl/年)	余力 (kl/年)	被害想定結果		
							震度		浸水深(m)
							L1	直下型*	L1
北勢	鈴鹿市	鈴鹿市クリーンセンター	270	51,100	68,620	17,520	5強	6強	0
	亀山市	亀山市衛生公苑	60	19,710	19,710	0	5弱	6強	0
	朝明広域衛生組合※1	朝明衛生センター	300	101,105	103,660	2,555	6弱	7	1
	桑名・員弁広域連合※2	桑名広域環境管理センター	164	41,975	59,860	17,885	6弱	7	1
中勢	津市	安芸・津衛生センター	188	68,620	68,620	0	6弱	6強	0
		クリーンセンターくもず	140	27,740	27,740	0	6弱	5強	0
	奥伊勢広域行政組合※3	奥伊勢クリーンセンター	40	12,410	12,410	0	6弱	5弱	0
	松阪地区広域衛生組合※4	松阪地区広域衛生センター	200	67,160	75,555	8,395	6強	6弱	0
伊賀	伊賀市	伊賀市浄化センター 第1処理場	150	54,750	54,750	0	5弱	5強	0
		伊賀市浄化センター 第2処理場					5強	5強	0
	伊賀南部環境衛生組合※5	伊賀南部浄化センター	123	40,880	44,895	4,015	5強	5弱	0
伊勢志摩	鳥羽志勢広域連合※6	鳥羽志勢クリーンセンター	155	54,750	54,750	0	5弱	4	0
	伊勢広域環境組合※7	クリーンセンター	270	47,450	47,450	0	6強	5強	1
東紀州	尾鷲市	尾鷲市クリーンセンター	50	14,600	14,965	365	6弱	4	0
	紀北町	紀北町クリーンセンター	28	10,220	10,220	0	6弱	4	0
	熊野市	熊野市クリーンセンター (汚泥再生処理施設)	40	12,775	12,775	0	6弱	4	0
	紀南環境衛生施設事務組合※8	南清園	98	33,580	48,180	-	-	-	-
県合計			2,324	658,825	724,160	50,735	-	-	-

※1朝明広域衛生組合：四日市市、菟野町、川越町、朝日町
 ※2桑名・員弁広域連合：桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
 ※3奥伊勢広域行政組合：大台町、大紀町
 ※4松阪地区広域衛生組合：松阪市、多気町、明和町
 ※5伊賀南部環境衛生組合：伊賀市、名張市
 ※6鳥羽志勢広域連合：鳥羽市、志摩市、南伊勢町
 ※7伊勢広域環境組合：伊勢市、明和町、玉城町、度会町
 ※8紀南環境衛生施設事務組合：紀宝町、御浜町、和歌山県新宮市、田辺市、北山村（県外にある施設のため余力から除外）
 ※9養老-桑名-四日市断層帯
 注）施設の各種データは、H30災害廃棄物処理対策基礎調査結果に基づく

《試算条件》

し尿処理量余力	余力=(年間処理能力-年間処理実績)
---------	--------------------

発 災

① 被災状況確認



- 施設の被災状況を確認する。(市町)
- 施設機能点検を行い、処理・処分における支障の有無を把握する。(市町)
- 施設補修の必要性を検討する。(市町)
- 施設補修が必要な場合は、補修計画作成、補修期間の設定、補修工事契約を行う。(市町)

② 受入調整



- 当該施設への受入可能性を判断する。(施設機能維持状況、作業員の確保、運搬ルート確保等)(市町)
- 受入品質、受入可能量を算定する。(市町)
- 受入量の調整を行う。(市町内→ブロック内→県内の順に調整)(県)

③ 受入時

- 受入物を調整する。(市町)
- 受入量等を記録する。(市町)

注) 被災の状況に応じて、休止中施設の再開についても検討する。

図 2-2-2 既存の廃棄物処理施設における発災後の対応

(2) 市町別発生量と処理可能量

市町別の可燃物発生量と一般廃棄物処理施設での災害廃棄物の焼却可能量を表 2-2-9 に示します。また、市町別の不燃物発生量と一般廃棄物最終処分場の残余容量を表 2-2-10 に示します。

発生量に対する処理可能量は、地震の規模や市町によっても異なることから、県は市町間の受入調整を行います。

また、最終処分場については一般財団法人三重県環境保全事業団と協議を行い、各市町の処分場の残余容量や被災の程度に応じた受入量の調整を行います。

表 2-2-9 市町別可燃物発生量と一般廃棄物焼却施設の処理可能量

地域区分	市町	破碎選別後の可燃物(t)				災害廃棄物 処理量(t)
		L1	直下型			
			養老-桑名-四日市	頓宮	布引山地東縁	
北勢	桑名市	59,000	231,000	8,000	19,000	※2
	いなべ市	0	43,000	0	0	11,500
	木曽岬町	20,000	11,000	1,000	1,000	※2
	東員町	1,000	27,000	1,000	1,000	※2
	四日市市	23,000	522,000	6,000	146,000	55,400
	菰野町	0	16,000	0	1,000	7,700
	朝日町	1,000	18,000	1,000	2,000	※3
	川越町	13,000	27,000	2,000	6,000	※3
	鈴鹿市	6,000	133,000	1,000	129,000	66,800
	亀山市	0	19,000	0	7,000	11,100
中勢	津市	34,000	30,000	7,000	249,000	134,400
	松阪市	33,000	7,000	5,000	168,000	35,400
	多気町	1,000	0	0	8,000	5,900
	明和町	12,000	1,000	1,000	4,000	6,400
	大台町	1,000	0	0	2,000	※4
伊賀	伊賀市	1,000	1,000	41,000	1,000	2,000
	名張市	0	0	2,000	0	18,400
伊勢志摩	伊勢市	101,000	9,000	4,000	15,000	35,700
	鳥羽市	23,000	1,000	0	1,000	5,200
	志摩市	55,000	1,000	0	1,000	13,300
	大紀町	7,000	0	0	2,000	※4
	玉城町	3,000	0	0	1,000	4,300
	度会町	1,000	0	0	1,000	2,300
	南伊勢町	39,000	1,000	1,000	2,000	2,900
東紀州	尾鷲市	42,000	0	0	0	22,300
	紀北町	47,000	0	0	1,000	※4
	熊野市	10,000	0	0	0	12,700
	御浜町	8,000	0	0	0	※4
	紀宝町	6,000	0	0	0	※4
県合計		547,000	1,098,000	81,000	768,000	453,700

※1 算定方法等は前述の「(1)市町施設での処理」に同じ。

※2 年間処理実績不明のため0

※3 四日市市へ委託

※4 RDF処理のため0

表 2-2-10 市町別不燃物発生量と一般廃棄物最終処分場の残余容量

地域区分	市町	破碎選別後の不燃物(t)			残余容量(t)	
		L1	直下型			
			養老-桑名-四日市	頓宮		布引山地東縁
北勢	桑名市	524,000	732,000	27,000	60,000	11,080
	いなべ市	0	137,000	0	1,000	6,180
	木曾岬町	204,000	34,000	1,000	4,000	※2
	東員町	2,000	84,000	1,000	2,000	55,580
	四日市市	234,000	1,663,000	18,000	466,000	312,740
	菰野町	0	49,000	0	3,000	55,100
	朝日町	15,000	57,000	1,000	6,000	※2
	川越町	102,000	84,000	5,000	19,000	※2
	鈴鹿市	98,000	419,000	2,000	407,000	79,900
亀山市	2,000	58,000	1,000	20,000	-	
中勢	津市	424,000	92,000	19,000	785,000	123,860
	松阪市	503,000	20,000	16,000	530,000	69,840
	多気町	3,000	0	0	24,000	165,900
	明和町	197,000	3,000	1,000	13,000	3,670
	大台町	4,000	0	0	6,000	610
伊賀	伊賀市	3,000	4,000	130,000	3,000	21,750
	名張市	1,000	0	5,000	0	6,280
伊勢志摩	伊勢市	756,000	27,000	14,000	47,000	21,270
	鳥羽市	151,000	1,000	0	2,000	※2
	志摩市	370,000	1,000	0	2,000	66,490
	大紀町	35,000	0	0	4,000	580
	玉城町	10,000	0	0	4,000	※2
	度会町	4,000	0	0	1,000	※2
	南伊勢町	261,000	2,000	1,000	5,000	58,470
東紀州	尾鷲市	190,000	0	0	1,000	※2
	紀北町	225,000	0	0	4,000	5,470
	熊野市	51,000	0	0	0	90,240
	御浜町	43,000	0	0	0	11,900
	紀宝町	25,000	0	0	0	15,260
MEC ^{注)}		-	-	-	-	375,000
県合計		4,437,000	3,467,000	242,000	2,419,000	1,557,200

※1 算定方法等は前述の「(1)市町施設での処理」に同じ。

※2 最終処分場を有していない又は残余容量が少ないため、0

注) 一般財団法人三重県環境保全事業団(新小山最終処分場)

(3) 民間施設での処理

民間施設は、産業廃棄物焼却施設、最終処分場、破碎施設（木くず、がれき類）及びセメント工場を対象として整理しました。

処理施設の位置と、県地震被害想定における震度及び津波浸水域の範囲に重ね合せた図を、データ集 p.184～198 に示しています。

なお、いずれの民間処理施設においても、協定に基づき一般社団法人三重県産業廃棄物協会と調整を行い、各市町の処理量を割り当てていくこととします。

また、災害応援協定を締結していない事業者においても、災害廃棄物処理を実施可能な施設を有していることから、協会員以外及び自社処理施設所有の事業者へは、発災時に状況に応じた災害廃棄物処理の受入を要請していきます。

① 焼却施設の余力

焼却施設では、表 2-2-11 に示すとおり、一般社団法人三重県産業廃棄物協会の災害応援協定締結会員で約 368 千トン进行处理可能です。

表 2-2-11 産業廃棄物焼却施設の処理能力

地域区分	施設	三重県内 処理能力 (t/日)	年間処理能力 (t/年)	年間処理実績 (t/年)	余力 (t/年)	災害廃棄物 処理量 (t/3年)	災害廃棄物処理関係		被害想定結果		
							特例措置による 一般廃棄物処理 施設設置届出の 有無(第15条2 の5項第1項)	一般廃棄物 施設許可の 有無	震度		浸水深(m)
									L1	直下 型 ^{※2}	L1
北勢	A	40	11,200	25,221	0	0			6弱	6強	1.77
	B-1 ^{※1}	1,343	376,040	181,644	-	-		有	5強	6強	0
	B-2 ^{※1}	2,678	749,840	394,964	-	-		有	5強	6強	0
伊賀	C-1	130	36,400	103,739	110,741	332,200		有	5強	5強	0
	C-2	318	89,040					有	5強	5強	0
	C-3	318	89,040					有	5強	5強	0
	C-4	187	52,360	46,441	5,919	17,800		有	5強	5強	0
	C-5	4.8	1,344	329	1,015	3,000			5強	5強	0
	C-6	30	8,400	3,876	4,524	13,600		有	5強	5強	0
東紀州	D	2.8	784	414	370	1,100			6強	4	0
県全体		5,052	1,414,448	756,628	122,569	367,700	-	-	-	-	-

※1 焼却灰等の処理を行うため、災害廃棄物処理の余力からは除外する。

※2 養老-桑名-四日市断層帯

注1) 複数の品目の許可を有している場合、処理能力は各品目の平均値を記載した。

注2) 各種施設のデータは、施設一覧表(担当部局作成)、産廃処理実績報告書をもとに各担当部局等に確認したものである。

注3) 災害応援協定締結会員のみ表記。

《試算条件》

◎産業廃棄物焼却処理施設

稼働日数	280 日/年(稼働率 77%)
処理期間	3 年
災害廃棄物処理量	((年間処理能力-年間処理実績)=余力)×処理期間

② 最終処分場の余力

最終処分場では、表 2-2-12 に示すとおり、災害応援協定締結会員の残余容量として、約 5,666 千トンを有しています。

表 2-2-12 産業廃棄物最終処分場の処理能力

地域区分	施設	埋立実績 (m ³ /年)	残余容量 (m ³)	残余容量 (t) 1.5t/m ³	区分	被害想定結果		
						震度		浸水深(m)
						L1	直下型 ^{※2}	L1
北勢	E	98,000	1,017,000	1,525,500	管理型	5強	6強	0
	F	15	49,321	74,000	安定型	6弱	6強	0
伊賀	G	370,000	2,200,000	3,300,000	管理型	5強	5強	0
	H	89,356	459,949	689,900	管理型	5弱	5弱	0
伊勢志摩	I	75	50,732	76,100	安定型	6強	5弱	0
県合計		557,446	3,777,002	5,665,500	-	-	-	-

※1 災害応援協定締結会員を対象として算出した。ただし、年間埋立実績のデータが無い施設は対象外とした。

※2 養老－桑名－四日市断層帯

注1) 各種施設のデータは、施設一覧表(担当部局作成)、産廃処理実績報告書をもとに各担当部局等に確認したものである。

注2) 災害応援協定締結会員のみ表記。

③ 破碎施設の余力

破碎施設については、表 2-2-13 に示すとおり、災害応援協定締結会員で、木くずを3年間で3,194千トン、がれき類を13,841千トン処理可能であり、十分な能力を有しています。

表 2-2-13 産業廃棄物破砕施設の処理能力(1/2)

地域区分	施設	移動式	三重県内						災害廃棄物処理関係		被害想定結果			
			木くず 処理能力	木くず 年間 処理能力	がれき類 処理能力	がれき類 年間 処理能力	年間 処理実績	木くず 災害廃棄物 処理量	がれき類 災害廃棄物 処理量	特例措置による 一般廃棄物処理 施設設置届出の 有無(第15条2の 5項第1項)	一般廃棄物施設 許可の有無	震度	浸水深(m)	
			t/日	t/年	t/日	t/年	t/年	t/3年	t/3年			L1	直下 型※	L1
北勢	J	○	240	67,200	-	-	0	201,600	-			6弱	7	3.26
	K	-	-	-	640	179,200	10,847	-	505,059			5強	6強	0
	L	-	40	11,200	-	-	1,864	28,008	-			5強	6強	0
		-	-	-	720	201,600	4,434	-	591,498			5強	6強	0
	M	○	20	5,600	-	-	18	16,746	-			6弱	6強	0
	N	○	-	-	304	85,120	15,033	-	210,262			5強	6強	0
	O	-	17	4,838	-	-	235	13,811	-			5強	6強	0
		-	-	-	672	188,160	4,944	-	549,647			5強	6強	0
	P	-	80	22,400	-	-	2,652	59,244	-			6弱	6強	0
		-	-	-	320	89,600	810	-	505,059			6弱	6強	0
○		-	-	560	156,800	-		-				6弱	6強	0
中勢	Q	-	85	23,660	-	-	15,031	25,887	-	有	有	6弱	5強	0
		-	80	22,400	-	-		67,200	-	有	有	6弱	5強	0
		-	78	21,728	98	27,552	14,619	-	38,799			6弱	5強	0
		-	-	-	280	78,400	14,619	-	505,059			6弱	5強	0
		-	-	-	33	9,184		-		-			6弱	5強
	R	-	-	-	320	89,600	14,358	-	225,726			6弱	6弱	0
	S	-	-	-	1,280	358,400	29,730	-	505,059			5強	6弱	0
		○	-	-	126	35,280		-		-			5強	6弱
	T	-	-	-	344	96,320	18,298	-	234,066			6弱	6弱	0
	U	-	13	3,528	86	23,940	935	-	69,015			5強	5強	0
V	○	76	21,308	-	-	1,812	58,488	-			5強	5強	0	
W	○	58	16,128	-	-	0	116,088	-	有		5強	5強	0	
	○	81	22,568	-	-			-	-	有		5強	5強	0
X	-	-	-	800	224,000	16,671	-	621,987			5強	5弱	0	
Y	-	-	-	563	157,696	4,133	-	460,689			5強	5弱	0	
	-	23	6,496	-	-	4,144	559,776	-	有	有	5強	5弱	0	
	○	308	86,240	-	-			-	-			5強	5弱	0
	○	350	98,000	-	-			-	-			5強	5弱	0
-	-	-	240	67,200	6,758			-	181,326			5強	5強	0
AA	-	7	2,044	20	5,544	304	-	15,720			6強	6弱	0	
	-	16	4,368	17	4,732	690	-	12,126			6弱	5強	0	
AB	-	-	-	224	62,720	23,568	-	117,456			6弱	5強	0	
AC	-	105	29,400	-	-	295	87,315	-		有	6弱	5弱	0	
AD	○	-	-	200	56,000	0	-	168,000			6弱	5強	0	
AE	-	-	-	304	85,120	3,441	-	245,037			6弱	5弱	0	
AF	-	8	2,240	-	-	279	5,883	-			6弱	5強	0	

※ 直下型は、養老-桑名-四日市断層帯。

注1) 施設の各種データは、産業廃棄物処分業許可証、施設一覧表(担当部局作成)、産廃処理実績報告書をもとに、各担当部局等に確認したものである。

注2) 同施設で木くず、がれき類の両方を処理している場合には、がれき類の処理能力を採用(木くずはグレーでハッチング)。

注3) 災害応援協定締結会員のみ表記。

表 2-2-13 産業廃棄物破碎施設の処理能力(2/2)

地域区分	施設	移動式	三重県内						災害廃棄物処理関係		被害想定結果					
			木くず 処理能力	木くず 年間 処理能力	がれき類 処理能力	がれき類 年間 処理能力	年間処理実 績(t/年)	木くず 災害廃棄物 処理量	がれき類 災害廃棄物 処理量	特別措置による 一般廃棄物処理 施設設置届出の 有無(第15条2の 5項第1項)	一般廃棄物施設 許可の有無	震度		浸水深(m)		
			t/日	t/年	t/日	t/年	t/年	t/3年	t/3年			L1	直下 型*	L1		
伊賀	AG	-	-	-	3,120	873,600	7,331	-	2,598,807			5強	5強	0		
	AH	-	91	25,480	107	29,960	4,248	-	77,136			5強	5強	0		
		-	115	32,256	-	-		-		-	5強	5強	0			
		-	128	35,840	-	-		-		-	5強	5強	0			
		-	-	-	1,200	336,000		24,848		-	933,456			5弱	5弱	0
	AJ	-	112	31,360	800	224,000	34,294	-	569,118		有	5強	5強	0		
	AK	-	40	11,200	-	-	0	33,600	-		有	5強	5強	0		
	AL	-	-	-	360	100,800	0	-	302,400			5強	5強	0		
	AM	-	218	61,152	-	-	11,994	-	132,018		有	5強	6弱	0		
		-	218	61,152	-	-		-		-		5強	6弱	0		
-		240	67,200	200	56,000	-		-		5強		6弱	0			
-		-	-	3,600	1,008,000	44,477		-		2,890,569				5強	6弱	0
-		660	184,800	-	-	0		554,400		-		有		5強	5強	0
伊勢志摩	AN	-	8	2,100	-	-	3,123	159,891	-			6弱	5弱	0		
		-	189	52,976	-	-			-	有	有	6弱	5弱	0		
		-	5	1,344	-	-			-	-	6弱	5弱	0			
		-	-	-	1,200	336,000			18,785	-	2,127,645			6弱	5弱	0
		-	-	-	1,400	392,000			-	-	6弱	5弱	0			
	AO	○	134	37,632	-	-	3,394	348,582	-			6強	5強	0		
		○	72	20,160	-	-			-	有		6強	5弱	0.95		
		○	218	61,152	-	-			-	-	6弱	4	0			
		-	2	644	-	-			-	-	6強	5弱	0.95			
		-	-	-	4	1,210			9,980	-	242,489			6強	5弱	0.95
		-	-	-	320	89,600				-		-	有	有	6強	5弱
	AP	-	-	-	480	134,400	24,510	-	329,670			6強	5強	0		
	AQ	-	-	-	233	65,240	3,174	-	186,198			6弱	5弱	0		
	AR	○	133	37,184	-	-	2,185	441,131	-			5強	4	0		
		○	180	50,400	-	-			-	-	5強	4	0			
		○	218	61,152	-	-			-	有	有	5強	4	0		
-		2	493	-	-	-			-	5強	4	0				
○		-	-	304	85,120	16,111			-	469,107	有	有	5強	4	0	
○		-	-	312	87,360				-		-	5強	4	0		
東紀州	AS	-	200	56,000	-	-	1,979	162,063	-		有	6弱	4	0		
	AT	-	320	89,600	-	-	4,831	254,307	-		有	6強	4	0		
	AU	-	-	-	344	96,320	11,602	-	764,874			有	6強	4	0	
	AV	-	-	-	608	170,240		-		-	有	6強	4	0		
県合計	-	5,188	1,452,623	22,743	6,368,018	437,387	3,194,021	13,841,087	-	-	-	-	-			

※ 直下型は、養老一桑名一四日市断層帯。

注1) 施設の各種データは、産業廃棄物処分業許可証、施設一覧表(担当部局作成)、産廃処理実績報告書をもとに、各担当部局等に確認したものである。

注2) 同施設で木くず、がれき類の両方を処理している場合には、がれき類の処理能力を採用(木くずはグレーでハッチング)。

注3) 災害応援協定締結委員のみ表記。

《試算条件》

◎産業廃棄物破碎施設

稼働日数	280日／年(稼働率77%)
処理期間	3年
災害廃棄物処理量	処理能力t/日×稼働日数×処理期間 ※同施設で木くず、がれき類の両方を処理している場合にはがれき類の処理施設として計算する。

④セメント工場による資源化能力

セメント工場については、処理対象とする廃棄物の成分により受入量が制限されますが、焼却灰で約99千トン、不燃物で約300千トン(処理期間3年)の受入が可能であり、焼却による減量化を含め、セメント原料として資源化が可能です。

(4)地域別の処理フロー

地域別の処理フローをデータ集 p.154～168 に示しています。

収支計算の設定は、第2編第1章「第2項 災害廃棄物発生量の推計」に同じです。直下型地震については、表2-2-14に示すとおり、地域ごとに最大となる断層帯について、フローを示しました。

表2-2-14 地域ごとの災害廃棄物発生量

地域区分	直下型		
	養老-桑名-四日市断層帯	頓宮断層	布引山地東縁断層帯
北勢	9,829千t	128千t	2,898千t
中勢	317千t	90千t	3,817千t
伊賀	14千t	442千t	11千t
伊勢志摩	71千t	33千t	175千t
東紀州	0	0	9千t

注) 災害廃棄物は、地域防災計画における災害廃棄物発生量の算定方法に基づき、全壊棟数より算出した発生量を示す。

□ : 各地域で災害廃棄物発生量が最大となる直下型断層帯

第4項 応援協定の適切な運用

(1) 災害廃棄物処理に必要な支援

① 県内広域応援体制の構築

県は、被災状況等を勘案し、市町等での災害廃棄物やし尿の処理が困難で、他市町等からの応援が必要となる、又はそのおそれがあるときは、他市町等での災害廃棄物の処理について、市町等間で調整し、受援・応援の県内広域応援体制を構築します。

また、民間事業者の協力が必要とされる場合には、災害時の応援協定を締結している民間事業者団体等と調整の上、当該団体等に支援を要請します。

② 処理業者の斡旋

市町の廃棄物処理施設が被災し、市町単独での処理が困難となり、又は困難となるおそれがあり、当該市町から廃棄物処理業者の斡旋の要請があったときは、県は、当該市町と協議の上、処理業者を斡旋するものとします。

なお、処理業者の斡旋にあたっては、災害時の応援協定を締結している民間事業者団体等と調整の上、当該団体等に支援を要請します。

③ 職員の派遣（市町間調整含む）

市町に多量の災害廃棄物が発生し、又は職員が被災して、災害廃棄物処理業務の遂行に支障が生じ又は生じるおそれがあり、当該市町から職員派遣の要請があったときは、県は当該市町と協議の上、職員を派遣します。

なお、職員派遣にあたっては、県職員のみでなく、他の市町に職員派遣が可能か協議・調整の上、適任者を選任します。

その際、県は被災市町から、必要とする人員の詳細（従事する業務、人数、派遣期間等）を確認し、とりまとめるものとします。

災害廃棄物処理スペシャリスト人材の派遣事例

平成29年10月22日から23日にかけて三重県付近を通過した台風21号によって発生した災害廃棄物の処理について、10月28日（土）から11月2日（木）まで、被災自治体（玉城町、伊勢市）に2名の災害廃棄物処理スペシャリスト人材（県職員）を派遣し、災害廃棄物の収集運搬や分別を支援しました。

また、周辺自治体が災害廃棄物の収集運搬支援のため、運搬車両（パッカー車や平ボディ）および人員（分別指導補助等）を派遣するとともに、伊勢広域環境組合で処理できない量については、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づき、県内5市町等（津市、松阪市、鳥羽市、志摩市、鳥羽志勢広域連合）で運搬及び処理を行いました。